

整備地域不燃化集中促進事業専門家派遣支援制度のご案内

荒川区では、局所的に存在する延焼の危険性が高い区域の一層の改善を図るため、建替えや除却に関するお悩みの解決に向け、専門家を派遣しております。

お困りの方はぜひご活用ください。

【制度を利用できる地域】

裏面の事業対象区域をご覧ください。

【専門家派遣を利用できる方】

以下建築物の所有者等、または以下建築物が存する土地の所有者等

- ・ 築15年以上の木造建築物
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物

【制度の内容】

権利の移転や建替え等に関する相談に対し、専門家を**無料**で派遣します。

相談時間：2時間 相談回数：同一年度に5回まで

専門家派遣先：荒川区

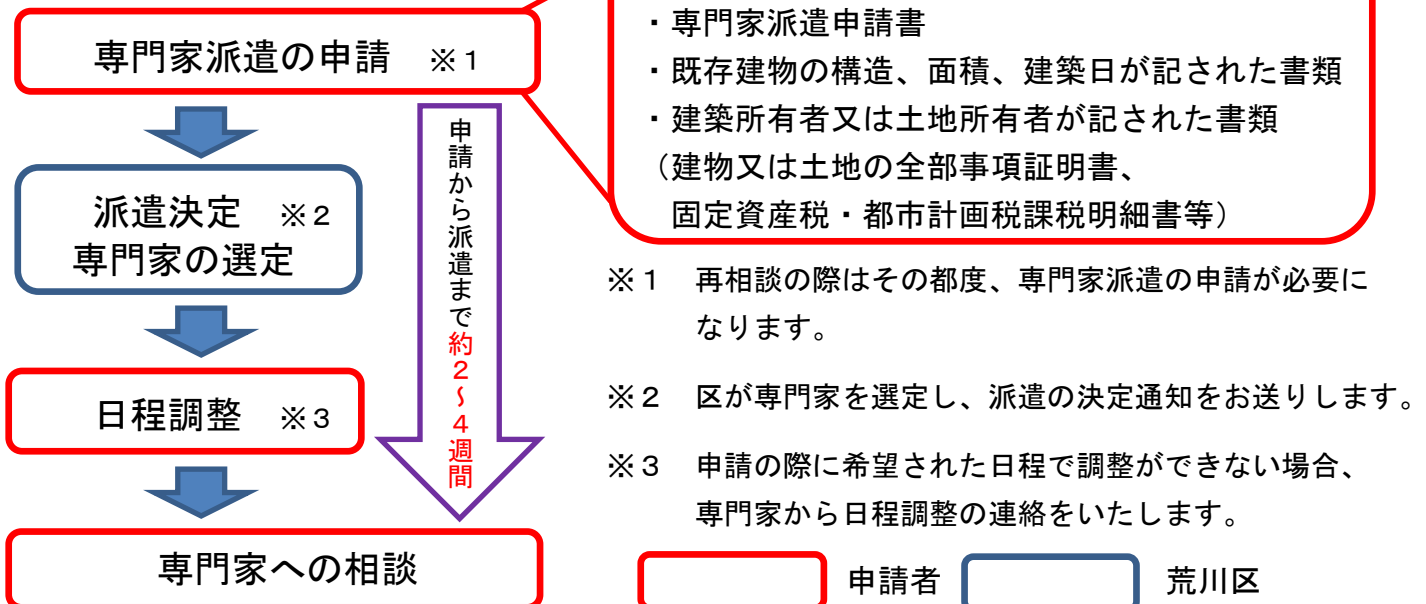
【派遣できる専門家】

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、建築士、ファイナンシャルプランナー

「今の敷地でどのような建物が建てられるの？」
「祖母名義の土地・建物を相続し建替えたいけど土地の名義変更や税金のことがわからない。」
といった相談に専門家がお応えします。



【お申し込みから相談までの流れ】



【事業対象地区について】



●町屋一丁目

3～18番、22番、24～35番、36番の一部

●町屋五丁目

1～8番、10～11番、12番の一部、13～16番、17番の一部、18番

●町屋六丁目

1～21番、23～26番、29の一部、30～31番

●南千住六丁目

1～36番、46～66番、67番の一部、69～71番

<お問合せ先>

荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課 防災街づくり係
電話 03-3802-4079